

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案の概要

I 背景

総務省では、ICTの新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより、諸権利との関係を整理する必要が生じてきていることから、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」（座長：堀部 政男 一橋大学名誉教授）を平成20年4月から開催した。

当該研究会提言（平成23年7月）において、携帯電話の利用者の識別のために用いられるいわゆる個体識別番号について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月30日法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の開示の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきであるとの考え方が示された。

本件は、以上を踏まえ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年5月22日総務省令第57号）の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。）について、意見募集を行うものである。

II 概要

プロバイダ責任制限法は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、その保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができることとしている。

開示の対象となる発信者情報については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」に規定されており、本件改正は、これについて、以下の改正を行うものである。

プロバイダ責任制限法第4条に基づく発信者情報の開示請求の対象を追加携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号（改正省令案第5号）、SIMカード識別番号（改正省令案第6号）及びそれらのタイムスタンプ（改正省令案第7号）を、開示の対象となる発信者情報に追加する。

【参考】利用者視点を踏まえた I C T サービスに係る諸問題に関する研究会

プロバイダ責任制限法検証に関する提言 p. 31

ウ 個別の情報の追加の是非

次に、総務省令に現在規定されている 5 点の発信者情報に加え、新たに規定するものがあるかについて、検討する。

この点については、前述のとおり、総務省令で限定列挙することとしたのは、開示の対象となる発信者情報について、環境の変化等に柔軟に対応することを可能とするためであり、制定時からの事情変化により、新たに開示の対象とすべき情報があるのであれば、総務省令を改正して、対象とすることも考えられる。

そのような情報として、現在、次のような、携帯電話の利用者の識別のために用いられる文字、番号、記号その他の符号（いわゆる個人識別番号）が考えられる。

- ① 利用者の識別のため、携帯電話事業者がその電気通信役務の提供に当たりネットワークにおいて割り当てる文字、番号、記号その他の符号
- ② いわゆる SIM (Subscriber Identity Module) カード を識別する文字、番号、記号その他の符号であって、ネットワークにおいて送信されるもの

これら個人識別番号は、利用者の識別のため、携帯電話事業者が電気通信役務の提供に当たり割り当てる文字、番号、記号その他の符号であり、問題となる通信の利用者を確実に識別することができるものである。

発信者情報開示請求は、権利を侵害されたとする者がプロバイダ等から発信者に関する情報を取得するための制度であることから、発信者の氏名、住所のほか、当該情報の流通に関与した他のプロバイダ等が発信者を特定するための情報がその対象となりうるところ、個人識別番号は、当該情報の流通に関与したプロバイダ等である携帯電話事業者が発信者を特定するための情報である。

また、個人識別番号は、氏名や住所と比較して、それ自体が秘匿性の高い情報とまではいえないため、発信者情報として開示することが一般的に相当ではないとまではいえない。

そして、携帯電話による通信の場合、IP アドレスは極めて短時間（秒よりも短い時間）のうちに次々に異なる携帯電話に用いられるため、IP アドレスとタイムスタンプによる発信者の特定が困難な場合がある。その場合であっても、携帯電話による通信においては、個人識別番号があれば発信者を特定できる場合がある。

以上の理由から、これらの個人識別番号について、開示の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきである。

なお、これら個体識別番号を開示の対象となる発信者情報に含めたとしても、携帯電話事業者による個体識別番号の割り当てや個別の通信における個体識別番号の送信、掲示板管理者等による個体識別番号の保存が義務づけられるものではなく、プロバイダ等が保有している場合に限って開示の対象となるものであることはいうまでもない。

【参考】特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号）

（発信者情報の開示請求等）

第四条

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

【参考】特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成 14 年 5 月 22 日総務省令第 57 号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 四 侵害情報に係る I P アドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 五 前号の I P アドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻